

(質問)

被災者のために県営住宅の一時入居はできますか

(回答)

※

災害により住宅の被害を受けた方で住宅を確保することが困難な被災者については、随時に入居の申し込みを受け付けます。

入居できる住宅は、県営住宅の空住戸となります。

また、使用期間は、被災者の実情をお伺いして決めることとなります。

なお、入居者の実情により、家賃及び敷金の減免措置等があります。

※被災者の確認は市町村長が発行する罹災証明書、避難勧告証明書等により行います

(今後、制度として運用していくためには、要領等にし、詳細を決めておくことが必要となります)

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県土木部住宅課
担当	管理担当
電話	055-23-1732
FAX	055-223-1736
E-mail	jutaku@pref.yamanashi.jp
ホームページ	http://www.pref.yamanashi.jp/doboku/jutaku